

第1条 目的

中小企業者及び小規模企業者が地域経済に果たす役割の重要性に鑑み、中小企業及び小規模企業の振興に関する施策の総合的な推進を図り、その持続的発展をもって地域経済の活性化及び町民生活の向上に寄与することを目的とする。

第3条 基本理念

- 中小企業者等が地域の経済及び雇用を支える担い手として重要な役割を果たしているということを踏まえ推進
- 中小企業者等の創意工夫、自主的な取組の支援及び事業の持続的発展を図る
- 町、中小企業者等、産業団体等、町民が連携しながら推進

第4条～第7条 役割

第4条 町

- 中小企業者等の創意工夫及び自主的な取組を尊重
- 中小企業者等の状況把握と適切な施策反映と実施
- 必要な財政上の措置（第11条）

第5条 中小企業者、小規模企業者

- 自主的な経営の改善及び向上

第6条 産業団体

- 町の施策への協力
- 中小企業者等の経営の改善及び向上に取り組む

第7条 町民

- 中小企業者等の健全な発展に協力

第8条 基本的施策、第9条 小規模企業者への支援

経営資源の確保、
経営基盤の強化
及び経営の安定

事業承継及び
創業促進

人材育成、雇用の
確保及び定着

販路開拓、新商品等の
情報発信、研究開発能力の
育成

資金調達のための
融資制度

第10条 基本計画の策定

議会への報告

中小企業及び小規模企業の振興

(平成29年4月1日施行)